

第45条 学長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、所定の手続きの上、これを懲戒することができる。

- 一 職務上の義務に違反した場合
- 二 故意又は重大な過失により岩手大学に損害を与えた場合
- 三 岩手大学の名誉又は信用を著しく傷つけた場合
- 四 承認を受けずに遅刻、早退、欠勤する等勤務を怠った場合
- 五 刑法上の犯罪に該当する行為があった場合
- 六 重大な経歴詐称をした場合
- 七 この規則その他岩手大学の定める諸規則に違反した場合
- 八 その他前各号に準ずる行為があった場合

2 懲戒の種類及び内容は、次のとおりとする。

- 一 戒告 将来を戒める。
- 二 減給 1年以内の期間を定め給与を減額する。この場合において、1回の額が平均賃金の1日分の2分の1を超えて、1月の額が当該月の給与総額の10分の1を超えないものとする。
- 三 停職 1年以下の期間を定めて出勤を停止し、その間の給与は支給しない。
- 四 諭旨退職 退職を勧告して退職させる。ただし、勧告に応じない場合は、懲戒解雇する。
- 五 懲戒解雇 即時に解雇する。

3 職員の懲戒について必要な事項は、別に定める国立大学法人岩手大学職員懲戒規則による。

(訓告等)

第46条 学長は、前条第1項各号のいずれかに該当する場合で同条第2項の規定による懲戒を行うに至らない程度である者についても、服務を厳正にし、規律を保持する必要があるときは、訓告又は厳重注意を文書等により行う。

(損害賠償)

第47条 学長は、職員が故意又は重大な過失によって岩手大学に損害を与えた場合は、第45条又は前条の規定による懲戒等の処分を行うほか、その損害の全部又は一部を賠償させるものとする。

第8章 安全衛生

(安全管理及び衛生管理)

第48条 職員は、安全、衛生及び健康確保について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及びその他の関係法令のほか、学長の指示を守るとともに、岩手大学が行う安全及び衛生に関する措置に協力しなければならない。

- 2 学長は、職員の健康増進と危険防止のために必要な措置をとらなければならない。
- 3 職員の安全管理及び衛生管理について必要な事項は、別に定める国立大学法人岩手大学職員安全衛生管理規則による。

第9章 母性保護措置

(妊娠婦である職員の就業制限等)

第49条 学長は、妊娠婦である職員を妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせてはならない。

(妊娠婦である職員の健康診査)

第50条 学長は、妊娠婦である職員が請求した場合には、その者が母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるために勤務しないことを承認しなければならない。

(妊娠婦である職員の業務軽減等)

第51条 学長は、妊娠婦である職員が請求した場合には、その者の業務を軽減し、又は他の軽易な業務に就かせなければならない。

- 2 学長は、妊娠中の職員が請求した場合において、その者の業務が母胎又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、当該職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間、勤務しないことを承認しなければならない。
- 3 学長は、妊娠中の職員が請求した場合において、その者が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母胎又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、所定の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間、勤務しないことを承認しなければならない。

第10章 出張

(出張)

第52条 職員は、業務上必要がある場合は、出張を命ぜられる場合がある。

- 2 出張を命ぜられた職員が帰任したときは、速やかに、上司に報告しなければならない。

(旅費)

第53条 前条の出張を命ぜられた場合の旅費について必要な事項は、別に定める国立大学法人岩手大学旅費規則による。

第11章 知的財産権

(知的財産権)

第54条 知的財産権について必要な事項は、別に定める国立大学法人岩手大学職務発明規則による。

第12章 災害補償

(業務上の災害)

第55条 職員の業務上の災害による補償については、労基法、労働基準法施行規則（昭和22年厚生労働省令第23号）及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。）の定めるところによるほか、別に定める国立大学法人岩手大学職員法定外災害補償規則（以下「法定外補償規則」という。）による。

(通勤途上の災害)

第56条 職員の通勤途上の災害による補償については、労災法の定めるところによるほか、別に定める法定外補償規則による。

第13章 社会保険

(社会保険)

第57条 職員の社会保険については、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）の定めるところによる。

第14章 福利厚生

(福利厚生)

第58条 学長は、職員の福利厚生の充実に努めるものとする。

第15章 退職手当

(退職手当)

第59条 職員の退職手当について必要な事項は、別に定める国立大学法人岩手大学職員退職手当規則による。

第16章 不服申立

(不服申立)

第60条 職員は、この規則の身分の取扱いに関して不服がある場合は、学長に申し立てすることができる。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において本学の講師として在職し、その者が施行の日以後も引き続き講師として在職する間にあっては、改正後の国立大学法人岩手大学職員就業規則第4条中「教員（附属学校教員を除く。）教授、准教授、助教」とあるのは、「教員（附属学校教員を除く。）教授、准教授、講

師、助教」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年12月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年11月23日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き病気休暇を取得している者に係る改正後の規則第16条第1項第1号の規定は、施行日から90日を経過した日の翌日から適用するものとする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年3月28日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

2 施行日の前日において、現に採用されている再雇用職員及び継続雇用職員へのこの規則の適用については、国立大学法人岩手大学再雇用職員就業規則第4条及び国立大学法人岩手大学継続雇用職員就業規則第4条に定める雇用期間が満了するまでの間においては、なお従前のとおりとする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

資料6

履修モデル - 獣医系大学から東京農工大学に進学する学生の場合 -



修得単位数
所属大学 20-24単位
相手大学 10-14単位
計 34単位以上

「基礎獣医学」を基盤とした
研究能力を持つ教育者・飼
料会社研究員

「衛生科学」分野の研究・教
育を行う出身国大学教員・
国立研究機関研究員

「高度獣医療」を基盤とした
臨床研究のできる獣医師・
民間動物病院

3~4年次

学位論文〔博士(獣医学)〕

ウマ生殖現象の内分泌学
的調節機構に関する研究

野生動物における未知ウイ
ルスの探索に関する研究

イヌの心臓疾患の疫学と臨
床病理に関する研究

<34単位修得>

<34単位修得>

<34単位修得>

先端実践科目*
選択必修2単位
その他は選択可能

獣医学特別演習[1]

海外演習A[1]

獣医衛生科学学外演習
(農研機構)[1]

海外演習A[1]

獣医臨床科学学外演習
(日本中央競馬会)[1]

獣医学特別演習[1]

獣医学学際科目*
選択必修2単位
その他は選択可能

学際領域特別講義[2]

国際感染症防除学[1]

食品衛生管理学[1]

先進動物医療学[1]

動物と人の関係学[1]

研究指導科目
必修1科目
8単位(主指導)

【演習】(必修)

動物基礎医学特別演習C[2]

【演習】(必修)

獣医衛生科学特別演習C[2]

【演習】(必修)

獣医臨床医科学特別演習C[2]

1~3年次

研究指導科目
必修2科目
4単位(副指導)

獣医学に関する専門的知識並びに専門外の広範な知識を身に付ける

【演習】(必修)
動物基礎医学特別演習A[8]
動物基礎医学特別演習B[2]

【演習】(必修)
獣医衛生科学特別演習A[8]
獣医衛生科学特別演習B[2]

【演習】(必修)
獣医臨床医科学特別演習A[8]
獣医臨床医科学特別演習B[2]

講座科目
必修3科目
6単位(指導教員開
講科目)

【講義】(必修)
動物基礎医学特論A
(生殖内分泌学)[2]
動物基礎医学特論B
(動物代謝機能学)[2]
動物基礎医学特論C
(分子細胞生理学)[2]

【講義】(必修)
獣医衛生科学特論A
(動物感染症学)[2]
獣医衛生科学特論B
(病原感染因子学)[2]
獣医衛生科学特論C
(動物寄生虫病学)[2]

【講義】(必修)
獣医臨床医科学特論A
(比較循環器病学)[2]
獣医臨床医科学特論B
(腫瘍診断治療学)[2]
獣医臨床医科学特論C
(機能再建外科学)[2]

1~2年次

共通基盤科目
必修7科目
12単位
自大学 6
相手大学 6

研究に関する専門的素養を醸成するとともに、研究に必要な語学力、コミュニケーション能力、倫理観を身に付ける

獣医学基盤講義A[2]、獣医学基盤講義B[2]、研究デザイン演習[2]、研究プレゼンテーション演習[2]

研究倫理(岩手大)[1]、研究倫理(東京農工大)[1]、科学英語[2]

黒: 岩手大学開講
青: 東京農工大学開講
茶: 共同開講

[]単位数

東京農工大に進学

東京農工大に進学

東京農工大に進学

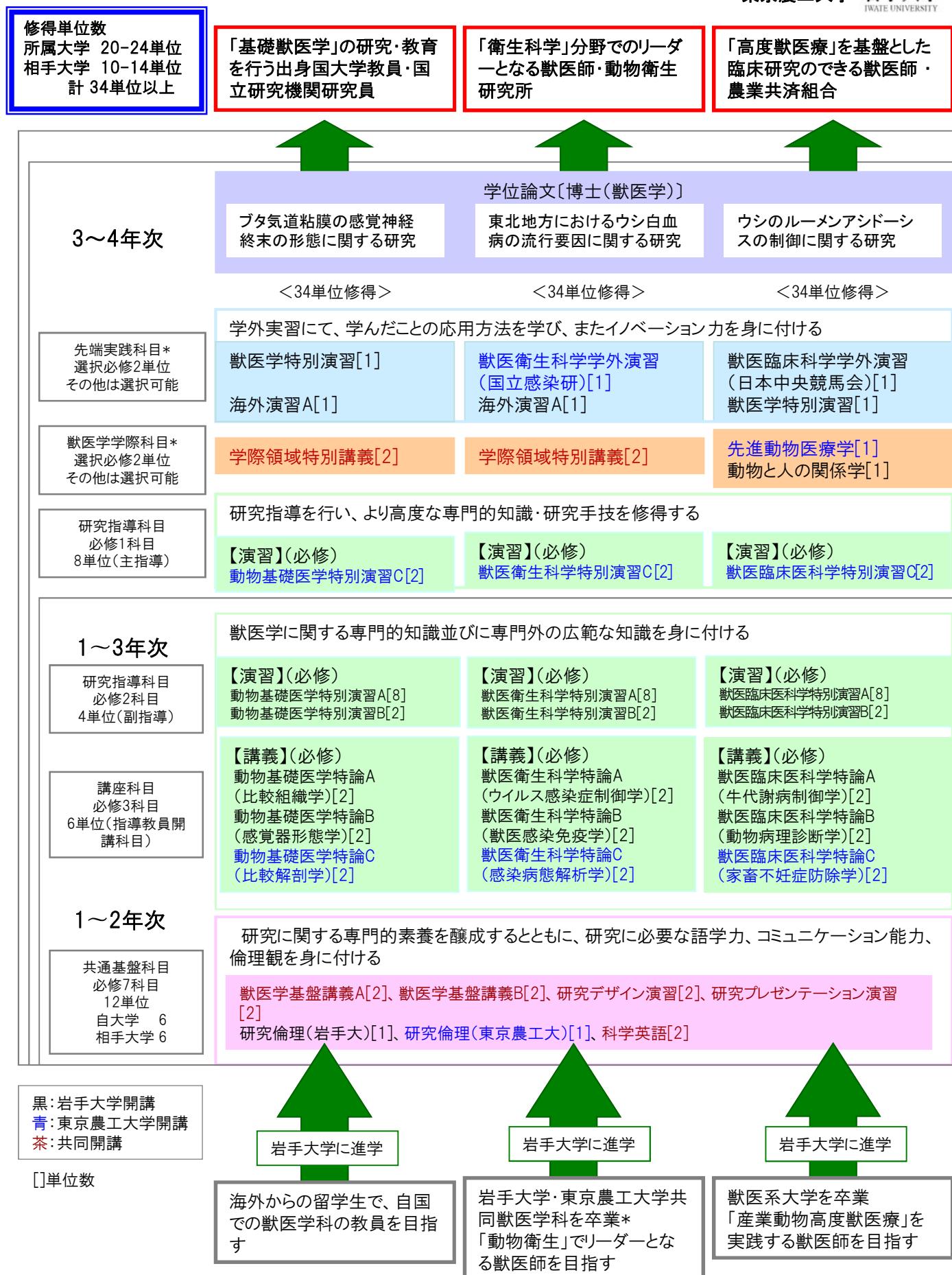
獣医系大学を卒業
「基礎獣医学」を基盤とし、
広範囲の獣医学を理解でき
る教育・研究者を目指す

海外からの留学生で、自國
での獣医学科の教員を目指
す

岩手大学・東京農工大学共
同獣医学科を卒業*
「高度獣医療」を実践する獣
医師を目指す

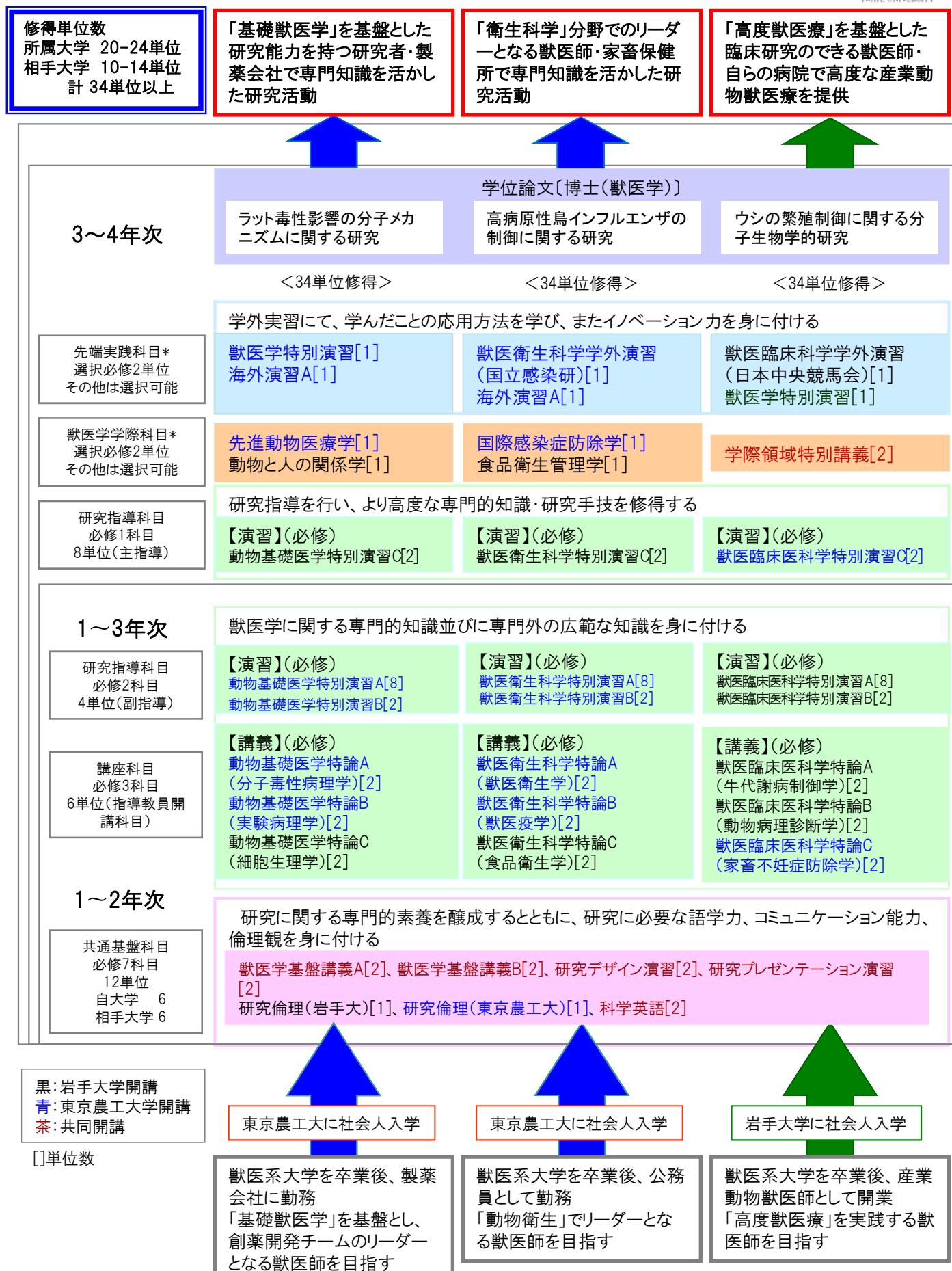
*岩手大学・東京農工大学共同獣医学科では、学部6年次に研究倫理及び獣医学学際科目を履修できる

履修モデル - 獣医系大学から岩手大学に進学する学生の場合 -



*岩手大学・東京農工大学共同獣医学科では、学部6年次に研究倫理及び獣医学学際科目を履修できる

履修モデル - 社会人の獣医師が入学してキャリアアップを目指す場合 -



資料7

博士論文作成指導の概要



指導体制

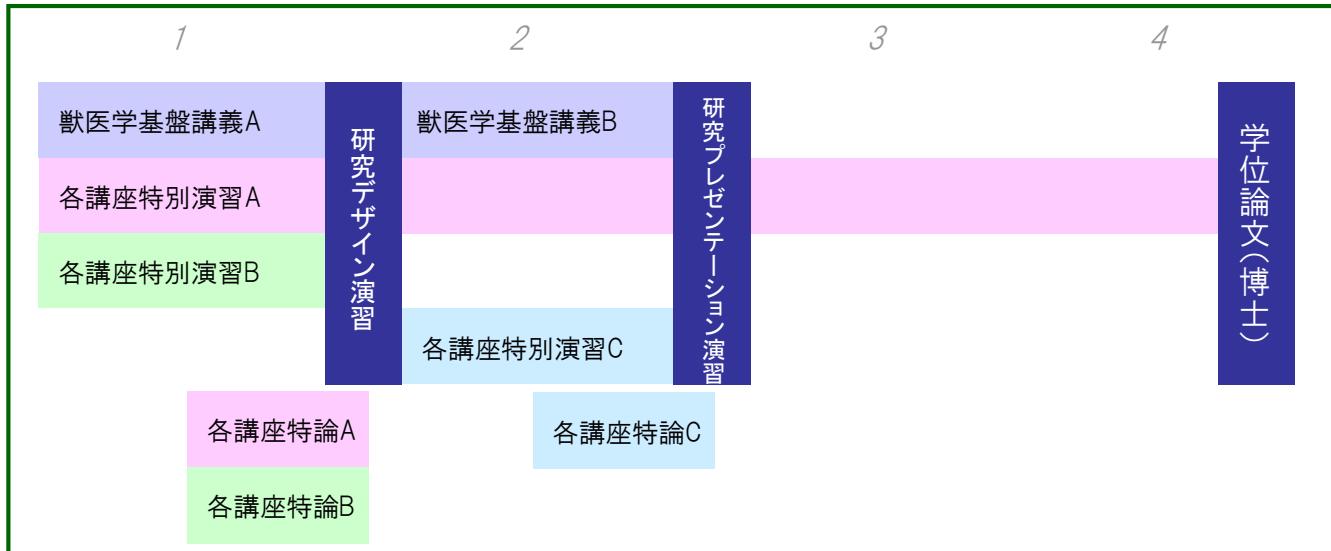
主指導教員： 博士論文作成指導を主に行う教員。

第一副指導教員： 主指導教員とともに、博士論文指導を行う自大学の教員。

第二副指導教員： 主指導教員とともに、博士論文指導を行う相手大学の教員。

副指導教員の所属講座は主指導教員と同じ講座でなくとも可とし、学生は広い専門分野の中から指導教員を選ぶことができる。

指導教員が担当する主な科目



全教員	研究デザイン演習 1年次、2単位	自身の研究計画発表に関する発表資料作成を行い、合同集中講義では実際に発表を実践するとともに、実験計画について参加者により話し合う。相手大学学生に対する指導は、遠隔講義システムにより行う。		
	研究プレゼンテーション演習 2年次、2単位	研究進捗状況の発表に対して発表資料作成を行い、合同集中講義では実際に発表を実践するとともに、データに対する評価と今後の研究方針について話し合う。相手大学学生に対する指導は、遠隔講義システムにより行う。		
主指導教員	特論A 2単位	教員の専門分野の講義を受講する。	特別演習A 1-4年次、8単位	研究室での研究活動を指導する。特に研究計画指導、実験実施指導、セミナー、学会での発表指導等を行う。
第一副指導教員 (自大学)	特論B 2単位	教員の専門分野の講義を受講する。	特別演習B 1年次、2単位	研究計画指導及び実験実施指導を行うとともに、セミナー等で研究活動を助言する。
第二副指導教員 (相手大学)	特論C 2単位	教員の専門分野の講義を受講する。	特別演習C 2年次、2単位	学生移動等により研究計画指導及び実験実施指導を行うとともに、研究活動を助言する。

注)特別演習A～Cは研究指導科目。

その他の関連科目

研究倫理： 研究倫理について両大学から教育する。

科学英語： 英語によるコミュニケーション能力等の技法を教育する。

学際領域特別講義： 最新の研究トピックスを通じ、幅広い研究知識を学習する。

獣医学特別演習： 外部講師による講演の聴講、他大学等講演会・シンポジウム等への学生派遣等を単位化する。

海外演習A、B： 学生の海外での活動を単位化する。

資料8

○国立大学法人東京農工大学研究倫理委員会細則

(平成 17 年 11 月 21 日 17 経教細則第 13 号)

改正 平成 19 年 4 月 1 日 19 細則第 5 号 平成 22 年 4 月 1 日 22 細則第 2 号

平成 25 年 4 月 1 日 25 細則第 6 号 平成 27 年 4 月 1 日 細則第 12 号

平成 28 年 4 月 1 日 規程第 7 号

(設置)

第 1 条 国立大学法人東京農工大学全学計画評価委員会規程第 8 条第 5 項の規定に基づき、国立大学法人東京農工大学における研究倫理等について、全学的立場から審議するため、国立大学法人東京農工大学全学計画評価委員会研究部会の下部委員会として国立大学法人東京農工大学研究倫理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究倫理指針等に関すること。
- (2) ヒトを対象とする医学的・工学的・農学的・生物学的・行動科学的研究等に関すること。
- (3) ヒトゲノム・遺伝子解析研究の倫理に関すること。
- (4) その他委員会が、必要と認める事項に関すること。

2 前項第二号及び第三号の審議事項の取扱い等については別に定める。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事(学術・研究担当)
- (2) 農学研究院副院長及び工学研究院副院長
- (3) 農学研究院及び工学研究院の教員 各 1 人
- (4) 国立大学法人東京農工大学特定生物安全管理小委員会要項第 3 条に規定する安全主任者 4 人
- (5) 保健管理センターの医師 1 人
- (6) 研究推進部研究支援課長
- (7) その他次条に規定する委員長が必要と認めた者

2 前項第 4 号に規定する委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、前条第 1 項第 1 号の理事をもつて充て、副委員長は、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を主宰し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集するものとする。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(招集の請求)

第6条 委員長は、次の各号に掲げる場合は、早急に委員会を招集しなければならない。

(1) 緊急性のある審議事項が発生した場合

(2) 委員3分の1以上の請求がある場合

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(小委員会)

第8条 委員会に次の小委員会を置き、小委員会所掌事項の審議及び委員会審議事項の原案策定等を行うとともに、実施における調整及び総括を行う。

(1) 動物実験小委員会

(2) その他委員会が必要と認める小委員会

2 小委員会の委員長は、委員会が選出する。

3 小委員会の委員構成及び所掌事項は別表のとおりとし、委員会がこれを定める。

4 小委員会委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(担当委員)

第9条 委員長は、特に必要と認める事項があるときは、委員会委員のうちから担当委員を指名し、当該事項について協議の上決定することができる。この場合、委員長は、決定事項について、速やかに委員会に報告するものとする。

(事務)

第10条 委員会の事務は、研究推進部研究支援課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会において必要な事項は、委員会が定める。

附 則

1 この細則は、平成17年11月21日から施行する。

2 研究・産官学連携委員会細則(16経教細則第4号)は、廃止する。

附 則(平成19年4月1日 19細則第5号)

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日 22 細則第 2 号)

この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 4 月 1 日 25 細則第 6 号)

この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日細則第 12 号)

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 4 月 1 日規程第 7 号)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表

小委員会名称	委員構成	所掌事項
動物実験小委員会	<ul style="list-style-type: none">・農学研究院から選出された、動物実験等に関して優れた識見を有する教員 3 人・農学研究院から選出された、実験動物に関して優れた識見を有する教員 3 人・農学研究院から選出された、その他学識経験を有する教員 1 人・工学研究院から選出された、動物実験等に関して優れた識見を有する教員 1 人・工学研究院から選出された、実験動物に関して優れた識見を有する教員 1 人・その他学識経験を有する者として、小委員会が必要と認めた者	<ul style="list-style-type: none">・ 動物実験計画が指針等及び本規程に適合していることの審議・ 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること・ 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること・ 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること・ 自己点検・評価に関すること <p>その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること</p>

国立大学法人岩手大学における研究活動に係る不正行為防止規則

(平成19年10月23日制定)

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学（以下「岩手大学」という。）の職員が研究活動を行うに際し、研究活動における不正行為の防止及び職員が遵守すべき事項並びに不正行為に起因する問題が生じた場合の措置等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- 一 「研究活動」とは、先人達が行った研究の諸業績を踏まえた上で、観察や実験等によって知り得た事実やデータを素材としつつ、自分自身の省察・発想・アイディア等に基づく新たな知見を創造し、知の体系を構築していく行為をいう。
- 二 「研究成果の発表」とは、研究活動によって得られた成果を、客観的で検証可能なデータ・資料を提示しつつ、科学コミュニティに向かって公開し、その内容について吟味・批判を受けることをいう。
- 三 「不正行為」とは、研究者倫理に背馳し、研究活動及び研究成果の発表において、その本質ないし本来の趣旨を歪め、科学コミュニティの正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為をいい、具体的には、得られたデータや結果の捏造、改ざん、及び他者の研究成果等の盗用が、不正行為に該当するほか、他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する二重投稿、論文著者が適正に公表されない不適切なオーサーシップなどが不正行為として含まれうる。
- 四 「特定不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果における次の各号のいずれかに該当する行為をいい、その用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。
 - イ 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成する行為
 - ロ 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によつて得られた結果等を真正でないものに加工する行為
 - ハ 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析手法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用する行為
- 五 「部局等」とは、各学部、教育学研究科、連合農学研究科、教育研究施設、教育研究推進施設、三陸復興・地域創生推進機構、国際連携室、環境マネジメント推進室、COC推進室、技術部、評価室、男女共同参画推進室をいう。

(遵守事項)

第3条 職員は、就業規則第37条の2の規定に基づき、次に掲げる事項を遵守しなけれ

ばならない。

- 一 不正行為を行わないこと。
 - 二 不正行為に加担しないこと。
 - 三 不正行為を第三者にさせないこと。
- 2 職員は、研究活動に当たって、実験・観察ノート等の記録媒体の作成・保管及び実験試料・試薬の保存等を行うとともに、必要な場合にはそれを開示しなければならない。この場合において、当該記録媒体等は、当該記録媒体等をもとに得た研究成果の発表から5年間保存するものとする。

(研究活動に係る不正行為防止委員会)

- 第4条 本学に、研究活動に係る不正行為防止委員会（以下「不正行為防止委員会」という。）を置く。
- 2 不正行為防止委員会は、次に掲げる事項について審議する。
- 一 研究倫理教育計画
 - 二 研究倫理教育の実施状況
 - 三 この規則の遵守状況
 - 四 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定）」（以下、「ガイドライン」という。）の遵守状況
 - 五 その他、研究活動に係る不正防止に関する事項
- 3 不正行為防止委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
- 一 研究を担当する理事または副学長（以下、「理事（研究担当）」という）
 - 二 教育を担当する理事または副学長
 - 三 各学部及び教育学研究科及び連合農学研究科の長
 - 四 学術研究推進部長
 - 五 その他、理事（研究担当）が必要と認めた者
- 4 不正行為防止委員会は、年1回の開催を定例とする。ただし、臨時の開催を妨げない。
- 5 不正行為防止委員会の委員長は、理事（研究担当）とする。
- 6 不正行為防止委員会の庶務は、研究推進課において処理する。

(研究倫理教育計画)

- 第5条 前条第2項第1号に定める研究倫理教育計画の策定にあたっては、次の各号に留意する。

- 一 広く研究活動に関わる者に対しては、定期的な研究倫理教育を実施すること。
- 二 学生に対しては、研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、本学の教育研究上の目的及び学術分野の特性に応じて、研究倫理教育の実施を推進すること。
- 三 研究倫理教育の実施にあたっては、ガイドラインの内容を踏まえること。

(研究倫理教育)

- 第6条 職員及び学生に対し、不正行為の予防を目的とした研究倫理に関する教育、啓発等を行うため、本学及び各部局等にそれぞれ、研究倫理教育総括責任者及び研究倫理教